

8 入学料の納入等について

(1) 入学料、授業料及び諸会費の納入について

入学料及び授業料は、「兵庫県立学校授業料等徴収条例」(H26.4.1改正)に基づき納付していただきます。入学後本年度中に納入していただく諸会費は次のとおりです。

区分	振替日	再 振替日	合計① (授業料有)	合計② (授業料無)	入学料	授業料	諸会費				
							学年費	積立金	生徒 会費	PTA 会費	教育振 興会費
4月	現金徴収		60,000	60,000	5,650		45,250	3,700	2,400	1,500	1,500
5月							5月は徴収しません				
6月	13日	26日	29,700			29,700					
7月	13日	25日	30,000	30,000			8,500	18,100	2,400	500	500
8月							8月は振替しません				
9月	13日	25日	29,700			29,700					
10月	13日	25日	30,000	30,000			8,500	18,100	2,400	500	500
11月	13日	27日	29,700			29,700					
12月							12月は振替しません				
1月	15日	25日	29,700			29,700					
2月	13日	26日	30,000	30,000			8,500	18,100	2,400	500	500
3月							3月は振替しません				
年 額			268,800	150,000	5,650	118,800	70,750	58,000	9,600	3,000	3,000

振替日は、該当月の13日と25日です。ただし土日祝の場合は翌営業日となります。

4月分学年費内訳	学年費(教材・写真代ほか)	38,974 円
	家庭科実習費	5,000 円
	スポーツ振興センター会費	1,776 円

教育総合類型は、教材費・実習費等として別途6,000円(3年間分)を4月に現金徴収します。

「授業料」の納入については、高等学校等就学支援金制度が利用できます。

この制度は、保護者等について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円未満の方

(年収目安:4人世帯で約910万円未満)

【算定式】 $(\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税の調整控除の額}))$

が、対象となり、授業料(年額118,000円)の納入が不要になります。(合計②)

受給資格があっても申請されない場合は、授業料を納めていただきます。(合計①)

高等学校等就学支援金申請についての書類は封筒に入っています。ご確認の上、「個人番号カード(写)等貼付台紙(黄色)」「受給資格認定申請書(青色)」または「意向確認書(赤色)」のどちらかを必ずご提出ください。

兵庫県教育委員会では、令和5年度の高等学校等就学支援金「受給資格認定申請書」の提出にあたり、マイナンバーを利用して受給資格の認定等を行います。認定事務を円滑に進めるため、申請を予定されている方は、マイナンバーの提出をお願いします。